

訪問看護における特例居宅介護サービス費の支給状況調査の集計結果について

調査概要：指定居宅サービスの提供が著しく困難な離島等の地域において、保健師、看護師又は准看護師が訪問看護ステーションの指定基準である2.5人（常勤換算）に満たない事業者に、市町村の判断で特例居宅介護サービス費を支給している実態を把握した。

調査日：平成22年4月

調査対象：全国47都道府県

調査方法：E-mail

都道府県	看護師数 ^(注1) (人)	サービス 受給者数(人) (平成22年1月分)	サービス 利用回数(回) (平成22年1月分)	費用額 ^(注2) (円) (平成22年1月分)
宮城県	1.5	9	24	202,180
東京都 ^(注3)	1	31	122	1,179,170

^(注1) 保健師、看護師、准看護師の合計を常勤換算した値

^(注2) 費用額は保険請求額及び利用者負担額の合計

^(注3) 東京都は看護師の他、非常勤の理学療法士等が訪問看護サービスを提供している